制限付一般競争入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人よいち福祉会特別養護老人ホームフルーツ･シャトーよいちの改修工事に係る平成３０年８月１６日に公告した制限付一般競争入札（以下「入札」という）の公募内容に関する説明書である。

１ 契約担当者等

契約担当者 　社会福祉法人よいち福祉会 事　務　長　　　　　　土谷　彰一

入札執行者 　社会福祉法人よいち福祉会 理　事　長　　　　　　亀尾　　毅

２ 入札に付する事項

(1)工事件名 　 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修

工事

(2)工事場所 　 余市郡余市町黒川町１９丁目１番地２

(３)工事期間 　　契約締結日の翌日から平成３０年１１月３０日

(4)工事概要 　　多床室計３０床分の改修工事（工事仕様書のとおり）

(5)分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号第９条）に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本建設工事の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において次のとおりである。

(1) 平成２９・３０年の北海道競争入札参加資格の建築工事格付等級がA等級で、建設総合評定値通知書の建築の総合評定値が９５０点以上の単体企業であること。

(2) 建築工事の資格及び建設業法(昭和２４年法律第１００号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有するものであること。

(3) 当該地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号)及び北海道競争入札参加資格指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 石狩・後志管内に主たる営業所または従たる営業所(建設業許可申詩書陣設業法施行規則(-部改正平成２１年４月１日施行)様式第１号別紙二]の「主たる営業所」または「従たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有すること。

(5) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者または主任技術の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日３ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として、工事現場に専任で配置できること。

(6) 過去１０年間(平成１９年度以降)に福祉施設及び高齢者施設の建築工事及び改修工事を元請けとして施工した実績を有する者であること。

(7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと。

(8) 次に掲げるものでないこと。

ア)政令第１６７条の４の規定に該当する者

イ)手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者または入札執行目前６ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ)会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされてない者

エ)民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされてない者

4 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書(任意の様式)に関係書類を添付して提出すること。但し、参考書式はよいち福祉会ホームページ（https://www.fruit.or.jp）からダウンロードできる。

(1) 提出期間　　平成３０年８月２２日(水曜)から平成３０年８月３０日(木曜)

(2) 提出場所　　社会福祉法人よいち福祉会　フルーツ･シャトーよいち

　　　　　　　　余市郡余市町黒川町１９丁目１番地２

(3) 提出方法　　(2)の場所へ持参または郵送することとし、ファクシミリによるものは受付しない。

(4) 提出書類

　 ア)総合評定値通知書

イ)実施工事施工実績調書

ウ)配置する予定の技術者に係る経歴が記された書面

エ)前項(7)に係る事項を証明する書面

オ)その他必要と認める書類

(5) その他

ア)申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ)提出された申請書等は返却しない。

ウ)提出された申請書等は無断で他に使用しない。

5　仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)の閲覧に関する事項

1. 入札参加希望者は、閲覧期間中に設計図書等を閲覧及び入手することができる。その費用については無料とする。

ア)閲覧期間　　平成３０年８月１７日（金曜)から平成３０年８月２３日(木曜)

(日曜・祝日を除く)午前１０時から午後４時まで

イ)閲覧場所　　社会福祉法人よいち福祉会会議室

(2) 設計図書等に関する質問がある場合は、ファクシミリで送信すること。(電話連絡は受付しない)

(3) (2) の質疑応答書は平成３０年９月５日（水曜）までにファクシミリで回答する。

※質疑応答書の送先FAX０１３５－２２－６０２５まで

6 入札手続等に関する事項

(1) 入札日時　　　平成３０年９月１０日（月曜)　午前１０時

(2) 入札場所　　　余市町中央公民館　３０２会議室

(3) 入札方法

ア)入札の回数は予定価格に達しなかった場合は２回まで再入札を執行する。

イ)ア)の結果予定価格に達しなかった場合には入札を中止する。

ウ)入札参加資格者の数が１者のときは入札執行しないものとする。

エ)郵便・電報・ファクシミリによる入札は認めないものとする。

(4) 入札書記載金額

落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 最低制限価格の設定の有無

設定しない。

(6) 低入札価格調査基準の設定の有無

設定しない。

(7) 消費税等の課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。

7 入札無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札

(3) 北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他人札に係る条件に違反した者による入札

(4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出または提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

8 入札保証金に関する事項

(1) 免除する。

9 入札参加資格の確認及び落札者の決定に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者が2に挙げる資格を有するかどうかの審査を行い、平成３０年９月３日（月曜）までにその審査結果を随時書面又はファクシミリにより通知する。

(2)審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明について、次のとおり書面(任意様式)により理事長に対して求めることができる。

ア)提出期限　　平成３０年９月５日（水曜)までの日曜・祝日等を除く午前９時から午後５時まで

イ)提出場所　　社会福祉法人よいち福祉会　余市町黒川町１９丁目１番地２

ウ)提出方法イ)の場所へ持参または郵送すること。ファクシミリによるものは受付けない。

(3)不適当理由の説明を求められたときは(2) のア)に規定する提出期限から起算して３日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(4)最低制限価格を設けないことから、予定価格を下回る最低の価格で入札した者を落札者と決定する。

10 契約書作成の要否等に関する事項

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約保証金を免除する。

11 支払の条件に関する事項

(1) 前金払しない。

(2) 部分払しない。

(3) 工事完了後2回（竣工引渡し後及び北海道交付金受領後）

12 工事完成保証人

　　工事完成保証人は必要としない。

13 その他

(1) 入札参加資格者は、北海道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、北海道競争入札参加資格指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及ひ積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。

(4) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期または中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合または入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書等の購入費用は入札参加資格者の負担とする。

(5) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の解除をすることがある。

(6) その他入札に関して不明な点は、社会福祉法人よいち福祉会に照会すること。

(電話０１３５－２２－５３５０　担当　本荘　頼賢　)